

2005年10月26日
J F E スチール株式会社

東日本製鉄所（千葉地区）の環境問題に関連する略式命令の件

弊社の東日本製鉄所（千葉地区）における水質汚濁防止法違反に関し、本日シアン漏出の件で弊社の従業員2名が汚濁負荷量記録義務違反の件で弊社の従業員1名が、それぞれ当局から略式命令を受けました。

弊社といたしまして、従業員が略式命令を受けた事実を厳粛に受け止め、深く反省しております。地元住民の皆様や関係御当局、ならびに関係各方面の方々に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

弊社は、昨年12月16日の千葉海上保安部による立入捜査以降、設備面・管理運営面における再発防止策を通じて、万全を尽くしてまいりました。今回、千葉地方検察庁の捜査を受け、略式命令に至ったことを真摯に受け止め、社内のコンプライアンス体制を更に強化し、二度とこのようなことを起こさぬよう、社会の一員として負うべき責任の重さを噛み締め、社会的信頼の回復に努めてまいります。

（ご参考： 本件に関連する、弊社の情報公開のホームページは下記のとおりです）

<http://www.jfe-steel.co.jp/works/east/chiba/environment2.html>

本件に関するお問い合わせは、以下にお願いいたします

JFE スチール(株) 総務部広報室

Tel. 03 - 3597 - 3166

JFE スチール(株) 東日本製鉄所千葉地区総務部総務室

Tel. 043 - 262 - 2026